

# 平成19年度 東海農政局行動計画（案）

平成19年7月  
東海農政局

【問い合わせ先】

東海農政局：企画調整室  
担当者：企画官（調整） 企画官（総括）  
電話：（代表）052-201-7271（内線 2314 2313）  
F A X：052-219-2673

<http://www.tokai.maff.go.jp>

# — 目 次 —

## — 目標及び平成 19 年度活動計画について —

重点的に推進する事項 1 / 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進 .....	1 ~ 5 頁
重点的に推進する事項 2 / 東海農業・農業関連産業の振興 .....	6 ~ 10 頁
重点的に推進する事項 3 / 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進 .....	11 ~ 15 頁

# － 目標及び平成 19 年度活動計画について －

## 【 重点的に推進する事項 1 】

### 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

－ 食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として－

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・ 東海地域のカロリーベースの食料自給率(16年度)は20%、管内各県毎の自給率は、三重県(42%)、岐阜県(26%)、愛知県(13%)。
- ・ 27年度の全国ベースの食料自給率目標(45%)を達成すべく、東海地域においても積極的な取組を行い、農業生産及び消費の両面について目標・指標を設定。今後も東海地域の食料自給率向上のため、必要な目標・指標を検討。
- ・ 食の安全は、BSEや偽装表示問題等を受け、国民の関心が高い重要課題。
- ・ 大消費地名古屋を抱え、全国有数の野菜・畜産等の産地がある東海地域において、「食」と「農」の距離を縮め、食の安全・消費者の信頼を確保することが必要。
- ・ また、一人一人が自らの食について考え、判断できるようにする「食育」を推進。

目 標		平成 19 年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
東海地域の食料自給率の向上	<p>【 新規 】</p> <p>東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備</p>	<p>◆指 標 : 研究会への参加団体の拡大</p> <p>◆目標年度 : H 21</p> <p>◆担 当 部 : 企画調整室</p> <p style="text-align: right;">(単位: 団体)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	23	26	29	実 績	—	—	20				<p>自給率向上に係る国民一人一人の関心、理解の醸成を図ることを目的として、関係機関、団体等の中で取組に関する意見や産者、食品産業事業者等の団体について毎年、規模の拡大を図る。</p> <p>目標値は 18 年度参加団体(H18 実績: 20 団体)を基に、未参加分野から、3 団体の新規参加を実現するものとして設定。</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>食料自給率向上に係る国民一人一人の関心、理解の醸成を図るため、東海地域の生産者、JA、流通業者、食品産業事業者、消費者団体、栄養士、地方自治体等の中で取組に関する意見や情報の交換を行う研究</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 東海農政局食料自給率向上研究会の開催(1回)</p> <p>(2) 東海農政局食料自給率向上研究会への参加団体の拡大(3団体)に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話による参加要請(随時)</li> <li>・ 訪問による参加要請(随時)</li> <li>・ 各種会議等での参加要請(随時)</li> </ul> <p>(3) 食料自給率に関する勉強会・説明会の開催(4回)</p> <p>(4) ふるさと農林水産フェア外各種イベントに出展</p> <p>(5) 食料自給率向上に関するパンフレットの作成・配布(10,000部超)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	—	—	23	26	29																			
実 績	—	—	20																						

目 標		平成19年度活動計画																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																								
	<b>【新規】</b> 飼料自給率の向上	◆指 標：粗飼料の作付面積の拡大 ◆目標年度：H21 ◆担当部：生産経営流通部 (単位：ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,400</td> <td>6,900</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>6,462</td> <td>6,069</td> <td>5,960</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※各年度の飼料作付の増加面積 $= (10,000\text{ha} - 5,960\text{ha}) / 9$ $= 450\text{ha} / \text{年}$		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	6,400	6,900	7,300	実績	6,462	6,069	5,960				全国飼料増産行動会議で示された平成27年度における東海地域の飼料作付目標面積1万ha(現状5,960ha)を達成するため、これに必要な各年度の目標値を設定。目標値の設定は、各年度の飼料作付の増加面積を約450ha/年とした。			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	6,400	6,900	7,300																					
実績	6,462	6,069	5,960																								
	<b>【新規】</b> 地産地消の推進	◆指 標：地産地消の認知度の向上 ◆目標年度：H21 ◆担当部：生産経営流通部 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	47	54	60	実績	—	—	40				地産地消とは、どんな取組かを消費者に知ってもらい、認知度を向上することにより、地域農業への理解促進、国産品の愛用運動につなげ、もって自給率向上に資するとの観点から目標を設定。目標値は、18年度に各県で実施された「食料に関するアンケート」結果をもとに設定。			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	47	54	60																					
実績	—	—	40																								
	食育の推進	◆指 標：食事バランスガイドの普及・推進(食事バランスガイドの認知度向上) ◆目標年度：H21 ◆担当部：消費・安全部 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	20	40	50	60	70	実績	—	30	41				17年度に適正な食事の摂取量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」を策定。食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、目標に設定。目標値は、今後より多くの人にバランスのとれた食生活を身に付けてもらえるようイベント実施等により、5年間で認知度を食品トレーサビリティの認知度と同等の70%として設定。			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	20	40	50	60	70																					
実績	—	30	41																								

米・麦の消費拡大の推進

◆指 標 : 米飯学校給食の推進(米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持)

◆目標年度 : H21

◆担当部 : 食糧部

(単位:回)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	—	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2
実 績	3.0	3.0	3.1			

(注) 米粉パン給食はその実態に応じて、米飯給食回数に含む。

基本計画において、学校給食における米飯給食の普及・定着及び米の粉体利用の促進が掲げられており、目標として設定。米飯学校給食の実施回数については、食料自給率向上協議会が「食料自給率向上に向けた行動計画」で目標値として、週3回を設定しているが、東海地域は米飯給食(米粉パン給食を含む)の更なる増加へ向け、取り組むこととし、H19以降は現状より0.1プラスを目標とする。

1. 取組の方向  
栄養バランスに優れた米を中心とする「日本型食生活」の実践に資するため、ごはん食の推進に向けた普及活動、米飯(米粉パンを含む)給食の回数の維持・定着及び増加などに取り組む。

2. 具体的取組内容
- (1) ごはん食推進に向け、テレビ番組「いまだき! ごはん」を局・農政事務所HP等により情報発信
  - (2) ごはん食(日本型食生活)推進に向けたイベント等の開催
  - (3) 学校給食関係者との情報交換等(随時)

◆指 標 : 米粉食品の普及・推進(米粉食品取扱店数の増加)

◆目標年度 : H21

◆担当部 : 食糧部

(単位:店)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	—	23	27	43	50	58
実 績	19	29	36			

食料自給率向上協議会が計画目標とする米粉新食品の認知度(30%)を達成するため目標を設定。目標値は、これまでの取組成果を考慮しH21の目標設定を平成17年度実績の倍増とした。

1. 取組の方向  
食の多様化、簡便化に対応するため、米粉食品の認知度の向上を図ることとし、米粉パン等の米粉食品取扱店の情報の収集及び提供に取り組む。

2. 具体的取組内容
- (1) 米粉食品の認知度を向上させるためのフォーラム等の開催(1回)
  - (2) 米粉食品の普及・推進に向け、局HP等による取組例等の情報発信

【新 規】

◆指 標 : 小麦の管内流通の促進(管内産小麦の管内における流通比率)

◆目標年度 : H21

◆担当部 : 食糧部

(単位:%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	—	—	—	90	91	92
実 績	—	—	—			

カロリー供給上も重要な品目である小麦について、管内産のものを使用を拡大することにより地産地消を促進しもって食料自給率向上に結びつける観点から目標を設定。目標値は、平成14年産から平成17年産における管内各県の管内への流通比率の最高値をベースに設定。

1. 取組の方向  
管内における使用を促進するため、東海地域における製粉企業を対象として、管内産小麦を使用した製品開発、販売拡大等についての情報交換を行うとともに、生産者サイドに対して実需者ニーズの的確な伝達を進める。

2. 具体的取組内容  
各県産麦の現状と課題、今後の取組に関する管内製粉企業との会議又は麦民間流通地方連絡協議会での情報交換等を実施(6回/年)

目 標		平成19年度活動計画																										
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																									
食の安全及び消費者の信頼の確保	GAP（適正農業規範）の導入・普及の推進	◆指 標： ◆目標年度： ◆担 当 部：	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—				実 績	—	—	—				GAPについては、19年度に入り、本省段階で見直されたところであり、当局において、現在、見直し中
		H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	—	—	—																									
実 績	—	—	—																									
JAS法に基づく食品表示の適正化の推進 (表示実施率の向上、不適正表示の減少)	◆指 標： 生鮮食品の適正な品質表示確保率 ◆目標年度： H21 ◆担 当 部： 消費・安全部	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>79</td> <td>82</td> <td>85 ≤</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>73.2</td> <td>78.1</td> <td>88.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。</p>					H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	75	77	79	82	85 ≤	実 績	73.2	78.1	88.5				食品表示については、消費者に食品の情報が正確に伝わるのが重要であることから、目標として設定。 目標値は、16年度調査実績を基に、Aランク店舗を10%程度増加するよう設定。  <16年度調査実績> Aランク店舗の割合 ・名称表示：73.2% ・原産地表示：61.4%	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	—	75	77	79	82	85 ≤																						
実 績	73.2	78.1	88.5																									
	① 名称表示に係るAランク店舗の割合 (単位：%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>75 ≤</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>61.4</td> <td>68.0</td> <td>83.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。</p>					H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	63	65	68	71	75 ≤	実 績	61.4	68.0	83.4				1, 取組の方向 消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査、食品表示制度の普及・推進、関係行政機関との連携を柱に取組を行う。監視調査実施計画に基づき平準的、効率的に実施し、食品表示110番には迅速に対応する。消費者、事業者等を参集した懇談会、フォーラムの開催、出張講座の実施など、食品表示制度の普及は若年層から高齢者と幅広い取組を行う。 また、事業者、生産者に対する食品表示制度、法令遵守等を推進する。更に3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正な運営に努める。	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	—	63	65	68	71	75 ≤																						
実 績	61.4	68.0	83.4																									
	② 原産地表示に係るAランク店舗の割合 (単位：%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>75 ≤</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>61.4</td> <td>68.0</td> <td>83.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。</p>					H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	63	65	68	71	75 ≤	実 績	61.4	68.0	83.4				2, 具体的取組内容 (1) 東海地区食品表示懇談会の開催(3回) (2) 食品表示地域フォーラム開催に係る指導・助言 (3) 職員研修の開催(1回) (4) 中部運輸局との意見交換会(1回) (5) 東海3県の表示担当者との意見交換会開催(1回) (6) 消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施(3回以上) (7) 消費者団体、事業者等が開催する食品表示説明会等に積極的に参加 (8) 小・中・高・大学校や料理教室、地域の生涯学習等にアプローチし、若年層から高齢者と幅広い取組を行う (9) 出張講座時等において食品表示制度、法令遵守等の推進 (10) 県・市町村・保健所等関係機関を通じた消費者・事業者に対する食品表示110番及び出張講座	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	—	63	65	68	71	75 ≤																						
実 績	61.4	68.0	83.4																									

			<p>の周知徹底</p> <p>(11) 各部等の開催するイベント時に食品表示 110 番、出張講座の周知ビラを配布</p> <p>(12) 「食品表示 110 番」シールを作成し、配布するポスター、パンフレット等に貼付</p> <p>(13) 出張講座時等に「食品表示 110 番」制度の認知度等のアンケート調査を実施し、今後の普及・推進に活用</p>																					
<p>食品のトレーサビリティ・システム（生産流通情報把握システム）の推進</p>	<p>◆指 標：生産履歴情報の記録・保管・提供をしている生産者団体（農協）の割合</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：消費・安全部</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="555 560 1133 647"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>54.2</td> <td>63.8</td> <td>95.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	80	85	90	95	100	実 績	54.2	63.8	95.7				<p>消費者に生産・流通履歴をはじめとした情報が正確に伝わるのが重要であり、目標として設定。</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>トレーサビリティの導入を推進するため、トレーサビリティへの理解を深めるセミナーを開催するとともに、関係団体が主催する会議等に参加し、システム導入の自発的な取組の促進に努める。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーの開催(1回)</li> </ul>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	—	80	85	90	95	100																		
実 績	54.2	63.8	95.7																					
<p>【新規】</p> <p>消費者等とのコミュニケーションの推進</p>	<p>◆指 標：リスクコミュニケーション開催を評価する者の割合</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：消費・安全部</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="555 836 1133 924"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>92</td> <td>89</td> <td>88</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	90	90	90	実 績	92	89	88				<p>リスクコミュニケーションを評価するには、情報提供内容、意見交換会の内容等様々な要素がありこれらを総合的に判断するため、開催における評価を目標値として設定する。</p> <p>目標値は、これまでのアンケート調査結果(17年度 89%、18年度 88%)を基に設定。</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>消費者等との交流を推進するため、関係機関と連携の上、意見交換、情報提供の場を拡大するとともに、わかりやすい資料の作成、職員の説明能力の向上を図る。また、実施に当たっては、積極的なPRに努める。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品に関する意見交換会の開催(1回)</li> <li>(2) 消費者団体との懇談会の開催(1回)</li> <li>(3) 管内生協との懇談会等の開催(2回)</li> <li>(4) 消費者の部屋セミナーを活用した意見交換会の開催(5回)</li> <li>(5) 食料品消費モニター懇談会(1回)</li> <li>(6) 消費者団体主催による懇談会等への出席(40回)</li> <li>(7) 職員研修の開催(2回)</li> </ol>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	—	—	—	90	90	90																		
実 績	92	89	88																					

## 【 重点的に推進する事項 2 】

### 東海農業・農業関連産業の振興

－東海の特徴を活かした食料産業の振興－

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・中部国際空港開港を契機に、機内食向けのカット野菜等の加工処理場の整備、県産農林水産物の輸出の動き、愛知万博での県内企業が生産したバイオマス食器の使用など、新たな農業・農業関連産業が萌芽。
- ・東海農業の重要部門である野菜は、近年の輸入農産物の急増等により経営悪化の傾向。野菜産地の改革（生産コストの低減、高付加価値化等）を図る必要。また、畜産は、BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生、家畜排せつ物の適切な処理・利用、自給飼料の確保といった課題解決が必要。
- ・東海の水田農業は、農作業受委託を中心とした大規模かつ先駆的な営農システムが出現する一方で、零細な稲作経営も存在。新たな食料・農業・農村基本計画においても、地域農業を支える「担い手」の早期育成が急務と位置付け。
- ・整備された優良農地、農業水利施設の保全・改良更新を進め、農業生産性の向上と食料供給力の確保を図る。

目 標		平成19年度活動計画																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																								
効率的かつ安定的な農業経営の構築（土地利用型を中心に）	水田農業経営を中心とした担い手の育成	◆指 標：認定農業者数 ◆目標年度：H21 ◆担 当 部：生産経営流通部 （単位：経営体）	「認定農業者」及び「特定農業団体・特定農業法人」は、担い手の育成に当たっての基本となる制度であることから、目標として設定。 目標値は、管内各県担い手育成総合支援協議会が作成したアクションプログラムの目標数値を踏まえ設定。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>7,400</td> <td>8,500</td> <td>9,600</td> <td>整理中</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>6,803</td> <td>7,041</td> <td>8,209</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	7,400	8,500	9,600	整理中	11,200	実 績	6,803	7,041	8,209							
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	—	7,400	8,500	9,600	整理中	11,200																					
実 績	6,803	7,041	8,209																								
		◆指 標：特定農業団体・特定農業法人 ◆目標年度：H21 ◆担 当 部：生産経営流通部 （単位：団体・法人）	1, 取組の方向 市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、認定農業者等担い手の育成・確保を図るとともに品目横断的経営安定対策の対象者の要件を①満たしていない者に対しては、要件を達成するよう、県担い手育成総合支援協議会等と連携し個別指導を実施 ②満たしている（満たした）者に対しては、県担い手育成総合支援協議会等を通じ具体的な対策の加入手続きに関する情報を前広に提供し、確実な加入を誘導・確認  2, 具体的取組内容 (1) 集落レベル等への局幹部等による「いつでもどこでも担い手相談会」の開催（30地区） (2) 担い手基本台帳に基づく、県と連携した個別指導の実施（品目横断出張受付：50回） (3) 「担い手相談窓口」の活動の継続実施 (4) 担い手育成・確保及び品目横断的経営安定対策を推進するためのPR資料の作成、関係機関等への配布、局HPでのPR																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>39</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>整理中</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	39	80	100	整理中	130	実 績	6	10	22							
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	—	39	80	100	整理中	130																					
実 績	6	10	22																								

目 標		平成19年度活動計画																										
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																									
		<p>【新規】</p> <p>◆指 標：一定の条件を備えた集落営農組織</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担 当 部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：経営体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検討中</td> <td>検討中</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>171</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H18実績は、秋まき麦加入申請実績</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	検討中	検討中	検討中	実 績	—	—	171				<p>「一定の条件を備えた集落営農組織」は、平成19年産から導入する品目横断的経営安定対策の対象となる重要な担い手であることから、目標として設定。目標値は、米政策改革の最終年である平成21年に水稲作付面積の5割以上を集落営農組織を含む担い手がカバーすることを目指すこととし、各県担い手育成総合支援協議会作成のアクションプログラムの目標数値等を踏まえ設定。</p>				<p>(5) 担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の実施（県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議（3回：4月10月1月）</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	—	—	—	検討中	検討中	検討中																						
実 績	—	—	171																									
		<p>【新規】</p> <p>◆指 標：担い手への農地(水田)利用集積面積</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担 当 部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47.3</td> <td>51.3</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>39.3</td> <td>整理中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H18実績は、8月末時点で確定</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	47.3	51.3	55.3	実 績	—	39.3	整理中				<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積は、農業の持続的な発展のための重要な施策であることから、担い手への農地(水田)利用集積面積を目標として設定</p> <p>目標値は、管内各県の水田面積に今後の農地面積のすう勢を勘案の上、管内各県の基本方針で示された目標集積率を踏まえて設定（当該目標値は、農業経営の展望の目標と整合）。</p>				<p>1, 取組の方向 市町村等に対し、農地利用集積関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、担い手への農地利用集積を促進</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 農地利用集積に関する市町村への推進活動(30回/集積率等を考慮の上、対象市町村を選定) (2) 「農地利用集積事務の案内」(マニュアル)2,000部を作成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、局ホームページでPR (3) 農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県担当者会議3回：4月10月1月)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	—	—	—	47.3	51.3	55.3																						
実 績	—	39.3	整理中																									
		<p>◆指 標：基盤整備による担い手への農地利用集積面積</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担 当 部：整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位：ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>1,290</td> <td>1,400</td> <td>1,770</td> <td>1,870</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>1,190</td> <td>1,430</td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H18実績は暫定値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970	実 績	1,190	1,430	1,500				<p>担い手の育成・確保に向け、基盤整備実施地区における担い手の農地集積が重要であることから、農地利用集積面積を目標として設定する。</p> <p>目標値は、各種基盤整備事業の受益面積4,761haを基に、これまでの実績</p>				<p>1 取組の方向 基盤整備による農業構造改革を加速化するため、各県・市町村・土地改良区と連携を図りながら、担い手への農地の集積を促進する。</p> <p>2 具体的取組内容 担い手への農地の利用集積を促進するため、県、市町村、土地改良区等を対象とする事業制度の説明会を開催(各県1回)する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	—	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970																						
実 績	1,190	1,430	1,500																									

<p>【新規】 一般企業等の農業への参入</p>	<p>◆指 標 : 一般企業等の農業への参入 ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 生産経営流通部</p> <table border="1" data-bbox="539 311 1131 395"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	16	22	28	実 績	-	4	9				<p>を踏まえて設定する。</p> <p>意欲的な企業の農外からの新規参入を促進することは国内農業の体質強化を図るために重要な制度であることから、一般企業等の農業への参入を目標として設定。 目標値は、特定法人貸付事業の実施を基本構想に位置づけた管内の市町村数を踏まえて設定（この目標値は、21世紀新農政2006の目標と整合）。</p>	<p>1, 取組の方向 建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援措置をPRするとともに、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業の農業参入を加速化</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 出張セミナーによる推進活動（20回） ・中部地区建設産業再生支援協議会、各種セミナー等に出向き制度及び支援施策をPR (2) ホームページ等を活用した情報提供 ア、局ホームページを随時更新し、最新の支援策や参入区域、参入事例等の情報を発信。 イ、各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布（2,500部） (3) 市町村に対する助言・指導 ア、基本構想に特定法人貸付事業を位置づけた市町村を対象に巡回し、参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施（24市町村） イ、基本構想に特定法人貸付事業を位置づけていない市町村を対象に巡回し、事業効果等を説明した上で、基本構想の見直しを促進（24市町村）</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	-	-	16	22	28																		
実 績	-	4	9																					
<p>農業生産基盤の整備</p>	<p>◆指 標 : ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全てのコスト）の低減を図りつつ整備する基幹的水利設（用・排水路）の延長 ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位: km)</p> <table border="1" data-bbox="539 1085 1131 1169"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>0</td> <td>53</td> <td>111</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	50	100	150	200	250	実 績	0	53	111				<p>農業生産の基礎となる農業水利ストックを有効活用し、ライフサイクルコストを低減するため、適切な基幹的水利施設の更新整備の実施を目標とする。 目標値は、管内の用・排水路を順次適切に更新していくために必要な整備延長を、実績を踏まえて設定する。</p>	<p>1 取組の方向 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて農業水利施設等の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して事業の推進を図る。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図る。</p> <p>2 具体的取組内容 (1) 適切な水利施設等の更新・保全管理を行うため県等を対象とする事業制度の説明会を開催（1回）する。 (2) 国営造成施設の機能診断及び予防保全計画策定に関する今後5カ年の実施計画に基づき、平成19年度は、優先度を考慮した4地区を対象に機能診断及び予防保全計画策定を実施する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	50	100	150	200	250																		
実 績	0	53	111																					

目 標		平成19年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
国際競争力のある産地づくり	野菜、畜産等産地の体質強化	<b>〈 野 菜 〉</b> ◆指 標 : 産地強化計画における認定農業者数 (指定産地: 69産地) ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: 経営体) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>整理中</td> <td>整理中</td> <td>整理中</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注)全産地の産地強化計画策定後(19年7月)設定		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	整理中	整理中	整理中	実 績	-	-	-				産地強化計画の推進指標として、認定農業者数を目標として設定。 目標値は、産地強化計画における認定農業者数として設定	1, 取組の方向 19年度からは計画の推進を図るため、関係者を集めた推進会議を開催するとともに、担い手の育成及び加工・業務用の取組み等に関する産地において現地での検討会を併せて開催する。  2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回) (2) 現地検討会の開催(3回) (3) 現地指導(10カ所)
			H16	H17	H18	H19	H20	H21																	
		目 標	-	-	-	整理中	整理中	整理中																	
		実 績	-	-	-																				
<b>〈 畜 産 〉</b> ◆指 標 : 認定農業者の認定率 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: %) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>整理中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注)H18実績は、7月以降確定する見込み		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	31	36	42	47	52	実 績	28	32	整理中				高齢化、後継者不足等により、畜産部門の担い手の育成、確保が急務となっていることから、目標として設定 目標値は、酪肉近代化基本方針の具体化に向けた工程表に係る「認定農業者の認定率向上に向けた地域計画」をもとに設定	1, 取組の方向 認定農業者の認定率の向上を図るため、引き続き、ブロック会議の開催や現地指導等を実践する。また、取組状況のフォローアップのため、現地調査の実施ととりまとめを行う。  2, 具体的取組内容 (1) 18年度実績調査の実施ととりまとめ(6月) (2) ブロック会議等の開催(2回) (3) 現地指導(15カ所)		
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	31	36	42	47	52																			
実 績	28	32	整理中																						
<b>〈 花 き 〉</b> 1, 取組の方向 花き産業振興方針に定められているホームユース需要を中心とした需要拡大、ブランド化に向けた生産・販売の推進等を図るため、生産サイドと小売等サイドとの交流会、生産者及び消費者への情報提供等の取組を実施する。 2, 具体的取組内容 (1) 花き生販連携促進交流会大会の開催 (2) 現地指導等(10カ所)																									
<b>〈 鳥 獣 害 対 策 〉</b> 1, 取組の方向 鳥獣害防止広域対策事業により県域を越えた広域地域を対象とした取組を推進するとともに、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」及びメールマガジンの更なる充実を図る。 2, 具体的取組内容 (1) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(1回) (2) 研修会の開催(1回) (3) 現地指導(3県)																									

	<p>輸出促進に向けた取組の促進</p>	<p>◆指 標 : 農産物等の輸出品目の拡大          ◆目標年度 : H21          ◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 品目)</p> <table border="1" data-bbox="542 312 1117 395"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標数値は農業団体等の生産現場における取組数</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	4	5	6	7	8	実 績	3	4	6				<p>グローバル化、国際交流機能(港湾、空港)の充実等の状況を踏まえ目標として設定。          21年度までに、テスト輸出、見本市等により輸出品目を拡大。</p>	<p>1, 取組の方向          管内各県への輸出促進を一層推進するため、関係機関・関係者を構成員とした「東海地域農産物・食品輸出促進協議会(仮称)」の設立準備、推進チーム会議の開催、関係課との連携を強化し、輸出促進に係る情報を提供する。また、関係データ等を整備するとともに、現地調査、輸出関係者との意見交換等を実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容          (1) 協議会設立に向けた会議の開催(2回)          (2) 推進チーム会議(4回)          (3) 現地指導(3県)          (4) 輸出関係者との意見交換(4回)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	4	5	6	7	8																			
実 績	3	4	6																						
<p>農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)</p>	<p>農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)</p>	<p>◆指 標 : 個別クラスターの形成数          ◆目標年度 : H21          ◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <table border="1" data-bbox="542 699 1117 782"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>検討中</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)クラスターとは、本来「ブドウの房」の意。          産業クラスターは、米国の経営学者マイケル・ポーターが提示した概念で「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」</p> <p>(注2)個別クラスターは、分野別クラスターと同じ語意。          18年度までは分野別クラスターと称していたが、目標設定に当たり、より個別具体的な表現とするため、名称を変更。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	3	検討中	検討中	実 績	—	—	—				<p>各県食料産業クラスター協議会の検討結果及び現地の動向等を踏まえ、個別クラスターのモデル形成を目標値として設定。          19年度の目標値については、個別クラスターモデルとして、各県毎に1クラスターの形成を目標とする。          20年度以降については、各県協議会の動向や目標値を参考に設定予定。</p>	<p>1, 取組の方向          岐阜県食料産業クラスター協議会の設立に向け、推進指導を行うとともに、東海管内各県において具体的な個別クラスターの形成を推進。</p> <p>2, 具体的取組内容          (1) 食料産業クラスター協議会の設立指導(1県)          (2) 個別クラスター形成に向けたセミナー(1回)          (3) 個別クラスター形成に向けた指導・助言(3県)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	—	—	3	検討中	検討中																			
実 績	—	—	—																						

## 【 重点的に推進する事項 3 】

### 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

－農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流－

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・環境問題に対する関心が高まる中、農業全体について環境保全を重視したものに転換することが不可欠。
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月閣議決定)に基づき、関係府省が連携し、バイオマスの利活用を推進。温暖化防止、循環型社会の形成、新産業の育成、農林水産業・農山漁村の活性化などの効果に期待。
- ・東海における耕地面積は、平成5年以降の10年間の推移をみると、8.1%減と全国7.6%を上回って減少。東海地域の農業を支える整備された優良農地、農業水利施設について、食料の安定供給、多面的機能の発揮を図るため、将来にわたって維持・保全していくことが重要。
- ・東海3県で人口は1千万人を超え、中央部に名古屋市をはじめとする都市地域が位置し、その周辺に農村地域が広がる。また、高速道路などの交通網が発達し、伊勢湾等の港湾や中部国際空港などの国際交流機能も有する。このような特性を活かした都市との交流や魅力ある農村づくりを推進。

目 標		平成19年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	<p>◆指 標：農地面積（農業振興地域農用地区域内（H11年度を基準に目標値を設定））</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：農村計画部</p> <p style="text-align: right;">（単位：千ha）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>169</td> <td>164</td> <td>163</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H11	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	167	167	167	167	167	実 績	169	164	163				<p>優良農地の面的な確保を基本として、各県の農業振興地域整備基本方針における目標値(H21)から設定。</p> <p>岐阜県：45.9千ha 愛知県：65.2千ha 三重県：55.7千ha 計：166.8千ha</p>	<p>1, 取組の方向 優良農地の確保のため、各県に対してあらゆる機会を通じて助言等に努めるとともに、耕作放棄地対策の推進を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 農振制度の各県別市町村勉強会の開催(3回) (2) 耕作放棄地対策ワーキンググループの開催 (3) 耕作放棄地対策推進のための市町村との意見交換(2市町村以上/県)</p>
	H11	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	167	167	167	167	167																			
実 績	169	164	163																						

目 標		平成19年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
		<p>【新規】</p> <p>◆指 標：農地・水・環境保全向上対策(共同活動)地区面積</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位：千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)H20 年度以降については、共同活動実施状況(内容、参加状況等)を見ながら指標・目標値を検討。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	60			実 績	—	—	—				<p>農地、農業用水、農村環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動が実施されることを目標に、次に示す地元要望等に基づき設定する。</p> <p>岐阜県：22千ha 愛知県：26千ha 三重県：12千ha</p>	<p>1 取組の方向 農業農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源の保全の重要性等を広く国民(都市住民・消費者)に理解・醸成してもらうため、地域ぐるみの共同活動がしっかりと地域に定着するとともに、さらには質の向上が図られるよう支援活動や普及・啓発活動を展開する。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 地域ぐるみの共同活動を実施する地域からの個々の課題等に対して、農政局としても県、市町村等と連携した支援体制を構築し、推進母体である地域協議会を支援する。</p> <p>(2) 非農業業者の参加促進等の活動実施の支援、活動組織間の情報交換、消費者の理解の醸成を目指し、「とうかい水土里フォーラム」の開催を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農政局レベルで2回</li> <li>・各県数回</li> </ul> <p>(3) NHK(名古屋文化センター)が主催する市民講座への参画</p> <p>(4) 水土里フォーラム「出会いの会」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動のネットワークを広げるための、有識者会議の開催(2回)</li> </ul>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	—	—	60																					
実 績	—	—	—																						
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	<p>◆指 標：エコファーマーの育成・確保</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>3,347</td> <td>3,760</td> <td>4,772</td> <td>4,886</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>2,934</td> <td>3,298</td> <td>4,359</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 目標は各県長期計画の積み上げ(H18は9月末実績)</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	3,347	3,760	4,772	4,886	5,000	実 績	2,934	3,298	4,359				<p>環境にやさしい農業生産を行う農業者であるエコファーマーの認定件数を目標として設定目標値は、各県が目標として掲げているエコファーマー認定件数をもとに設定。</p> <p>(注)平成19年4月「農地・水・環境保全向上対策」対策開始時点の各県の申請状況を踏まえ、エコファーマーの認定件数を目標を見直した。</p>	<p>1, 取組の方向 19年4月からの「農地・水・環境保全向上対策」対策の着実な推進を図るとともに、18年12月の「有機農業法」に施行にともない、環境保全型農業の中に有機農業を明確に位置づけ、推進することとする。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) ブロック環境保全型農業推進会議での方策の検討(2回)</p> <p>(2) 環境保全型農業推進セミナーの開催(1回/参加者100名)</p> <p>(3) 「農地・水・環境保全向上対策」実施地区におけるエコファーマーとの現地意見交換会開催(1回)</p> <p>(4) 農地・水・環境保全向上対策申請及びエコファーマー認定の手続き研修会開催(各県3地区)</p> <p>(5) 環境保全型農業に係る情報の提供(HPのデータ更新及び「農地・水」事例紹介)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	3,347	3,760	4,772	4,886	5,000																			
実 績	2,934	3,298	4,359																						

<p>バイオマス利活用の推進</p>	<p>バイオマス利活用の推進</p>	<p>◆指 標 : バイオマスタウン構想策定市町村数          ◆目標年度 : H21          ◆担 当 部 : 企画調整室</p> <p style="text-align: right;">(単位:市町村)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	3	6	6	11	16	実 績	0	0	2				<p>新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」の具体的目標(平成22年度までにバイオマスタウン構想を300程度)を準用するとともに、計画作成や事業の実施などのバイオマスの利活用の取組を促進することを目的として設定。</p> <p>目標値は、平成18年3月策定された新たな「バイオマスニッポン総合戦略」を基に設定。</p>	<p>1. 取組の方向          バイオマス・タウン構想の策定を推進し、あらゆるバイオマスの利活用について普及・推進するとともに、農水省としてバイオマス燃料の取り組み強化を打ち出していることから、BDF・エタノール等の推進も積極的に図っていく。</p> <p>2. 具体的取組内容          (1) 東海農政局ホームページでのバイオマス取組事例等の紹介          (2) バイオマスメールニュース(事務局:本省)の発行(毎月1回程度)          (3) 市町村に出向いての普及・推進/バイオマスタウン構想策定予定市町村等のフォローアップ(6回程度)          (4) バイオマスフォーラムの開催(1回)          (5) 一般市民に対するバイオマスニッポン総合戦略のPR(1回)</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	—	3	6	6	11	16																																								
実 績	0	0	2																																											
<p>都市と農村の交流</p>	<p>都市と農村の交流</p>	<p>◆指 標 : 主な交流促進施設の入込客数          ◆目標年度 : H21          ◆担 当 部 : 農村計画部</p> <p style="text-align: right;">(単位:万人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>1,540</td> <td>1,580</td> <td>1,620</td> <td>1,660</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>1,500</td> <td>1,554</td> <td>1,688</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>◆指 標 : 主な農林漁業体験民宿宿泊者数          ◆目標年度 : H21          ◆担 当 部 : 農村計画部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>16.4</td> <td>16.8</td> <td>17.2</td> <td>17.6</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>16.0</td> <td>16.9</td> <td>20.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700	実 績	1,500	1,554	1,688					H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0	実 績	16.0	16.9	20.3				<p>農業・農村体験等を提供できる施設や民宿の利用者数を目標として設定。目標値は、施設の増加に伴う既存施設への影響も考慮し、緩やかな増加目標として設定。</p>	<p>1. 取組の方向          都市と農村の交流促進を図るためには、引き続き、東海地域の特徴を活かした美しい農村づくり、都市住民等への農村の魅力の発信、関係者間の情報の共有、関係機関との連携が重要との観点から、様々な取組を推進する。特に、情報発信については、国の施策が行政機関向けだけでなく、民間団体等についても、その対象を拡大していることから情報発信を強化する。</p> <p>2. 具体的取組内容          (1) 東海農政局美の里づくり懇談会の開催(1回)          (2) 「東海美の里百選」による美しい農村景観の情報発信          (3) 景観法適用市町村との意見交換及び情報提供          (4) ホームページの充実等情報発信の強化          (5) 「ニッポン全国“田舎”フェア(名古屋会場)」を活用した情報発信          (6) 民間団体等(特にNPO法人)に対する情報発信          (7) 管内各県が実施するグリーン・ツーリズムに関連するツアーへの参加(モニター調査の実施)          (8) 東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(2回)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	—	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700																																								
実 績	1,500	1,554	1,688																																											
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	—	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0																																								
実 績	16.0	16.9	20.3																																											

目 標		平成19年度活動計画																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																								
	<b>【新規】</b> 多面的機能の理解促進に関する取組	◆指 標 : 田んぼの生きもの調査共同調査団体数 ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 農村計画部/整備部 (単位: 団体) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	20	40	60	実 績	-	-	-				地域に密着し、広く理解を求め、共同調査に参加する「団体数」を目標として設定。 目標値は、H18における田んぼの生きもの調査のうち、国・県で実施した調査(24地区)に共同参加した団体数の実績(19団体)をもとに、今後3年間に参加する延べの団体数を設定。			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	-	-	-	20	40	60																					
実 績	-	-	-																								
農村地域の生活環境の向上	農村部の汚水処理施設の普及	◆指 標 : 農業集落排水施設の整備率 ◆目標年度 : H 21 ◆担当部 : 整備部 (単位: %) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>61</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	55	58	63	65	67	実 績	52	59	61				都市と比べ整備の遅れている汚水処理施設の普及を推進する。 目標値は、個別事業の実施状況を踏まえ、各年度の目標整備率を設定。			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	-	55	58	63	65	67																					
実 績	52	59	61																								
<b>【新規】</b> 農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	◆指 標 : 活性化計画の策定市町村数 ◆目標年度 : H21 (全体目標はH23年) ◆担当部 : 農村計画部、整備部 (単位: 市町村) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16</td> <td>31</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	16	31	47	実 績	-	-	-				「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(農山漁村活性化法)が19年度8月から施行されることとなっている。 また、21世紀新農政2007では、この新たな制度の活用により「今後、5年間に全国の市町村での過半(1,000以上)で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出」とされている。 このことを踏まえ、活性化計画が策定される市町村数を目標として設定する。具体的には、今後5年間(H19～H23)に管内の市町村の過半で活性			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	-	-	-	16	31	47																					
実 績	-	-	-																								

			<p>化計画の策定を目指すこととし、数値目標として、H23年度までに78市町村程度、目標年度のH21年度までに47市町村程度とする。</p>	<p>関係法案の説明会等を連携して行えるよう各出先機関と調整を行う（随時）。</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------